

平成 29 年 1 月 31 日に確認した 再就職の届出があった場合の 各府省庁のチェック状況

(再就職規制等違反行為について)



内閣府	○	届出があったものについて人事課において一つひとつ確認している。必要があれば本人に確認している。管理職以上の者について届出があったものについて再就職をした日付と離任をした日付が近い場合は経緯などについて確認をしている。
国家公安委員会	×	一定の要件をもとにヒアリングをするということとはしていない。
金融庁	○	必要があれば個々に確認をしている。離職後の求職活動については一つひとつ本人に話を聞き確認している。
総務省	×	これまでのところ独自の調査は行っていない。
法務省	×	これまでこれは不審だと言うことで詳細について書面提出してくださいとお願いしたことはない。ヒアリングも行っていない。
財務省	×	再就職をした者に改めて経緯を聞くことはしていない。
文部科学省	△	届出を見て、事後届出を見て、適正か見ていたが、今回結果としてちゃんとできていなかった。
厚生労働省	○	在職中の求職活動に関しては本人の業務内容と再就職先に利害関係がないか部局の担当者を通じて確認している。退職後の再就職について離職日から再就職日までの時間が短い場合については部局の担当者を通じて在職中に再就職の約束などをしていないか確認している。
農林水産省	○	届出について不審な案件がないか確認している。本人に経緯やどのように再就職に合意したのか聴取している。
経済産業省	×	偉い方がどこかに行かれる場合に経緯をお尋ねするとか、団体に再就職される場合には公募で再就職しているのか確認をしている。ただ、網羅的に一つひとつについて確認はしていない。
国土交通省	×	届出された事項が利害関係等であるかという確認は特段行っていない。
環境省	○	再就職に係る届出について規制違反の疑いの有無などをチェックしている。
会計検査院	×	経緯については再就職の届出事項の項目となっていないことから現在は聞いていない

別記様式第10（第11条関係）

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第2項関連)

平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所

氏 名

電話番号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 生 年 月 日	s 年 月 日
3 離 職 時 の 官 職	
4 離 職 日	H 年 月 日
5 再 就 職 日	H 年 月 日
6 再 就 職 先 の 名 称	
7 再 就 職 先 の 業 務 内 容	
8 再 就 職 先 に お け る 地 位	
9 求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10 官 民 人 材 交 流 セ ン タ ー の 援 助 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(記載上の注意)

□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。